

合同会社吾妻高原ウインドファーム  
「(仮称)吾妻高原風力発電事業環境影響評価準備書」  
に係る審査書

電気事業法46条の11の規定に基づき、令和元年5月15日付けで合同会社吾妻高原ウインドファームより届出された「(仮称)吾妻高原風力発電事業環境影響評価準備書」の審査書(発電所の環境影響評価に係る環境審査要領1.(3)⑤)は以下のとおり。

1. 環境審査

- (1) 準備書についての意見の概要及び事業者の見解 \* 令和元年7月19日
- (2) 福島県知事意見 \* 令和元年10月10日  
山形県知事意見 \* 令和元年11月11日
- (3) 環境大臣意見 \* 令和元年11月15日
- (4) 環境審査顧問会風力部会(第16回)  
\* 令和元年11月28日

①補足説明資料

②環境審査顧問会での主な指摘事項及び事業者対応方針

顧問の指摘	事業者の対応方針
・廃棄物(放射性物質) 資料データに基づいて判断するのではなく、現地調査の結果を示して判断すべきと考えます。	・放射線量について、現地調査を実施します。また、評価書において、その結果を示すとともに、必要に応じて、廃棄物の処理方法等について検討します。
・純音成分の解析結果について、純音性成分の影響を考慮する必要があるのか否かについての記載すること。	・評価書において、純音性成分の影響を考慮する必要があるのか否かについて記載します。
・ラインセンスのデータは、単一の環境では無く複数の環境が混在している中での表現となっていることから示し方を検討すること。	・評価書において、鳥類ラインセンスデータの示し方を検討します。
・動物相の調査結果から重要種に対する影響予測をどのように実施したのか具体的に記載すること。	・評価書においては、動物相の調査結果も踏まえて重要種に対する影響予測をどのように実施したのか具体的に記載するよう検討します。
・植生調査地点の選定根拠を示すこと。	・評価書において、植生調査地点の選定根拠の一覧表を記載します。

<ul style="list-style-type: none"> <li>・生態系に関して、注目種選定の根拠及び評価手法について、具体的に記載すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・評価書において、生態系の注目種選定の根拠及び評価手法について、具体的に記載します。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要種、個々の種の予測・評価について、一般的に改変面積が小さいから影響は小さいと予測するなど定性的な推測に基づく予測をしていることから予測の結果には不確実性があると考えられる。例えばヤマネなど専門家の知見などが予測に活かされているかどうか判断できないことから、予測した結果の妥当性について、事後調査での検証が必要と考える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・評価書において、予測評価を実施するにあたり科学的根拠を示します。また、予測結果に対する妥当性の検証及び事後調査の必要可否について検討します。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域における代表的な種は重要種と同様に予測評価すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該地域の特徴としては湿地があげられます。ミカツキグサ群落などの湿地性の群落を重要な群落として取り扱い、評価書において予測・評価を行います。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要種についての予測評価については推定の結果に基づいていることから、事後において風車設置位置あるいは改変区域からの離隔距離等を考慮した比較調査などを行うことにより、予測評価の妥当性を検証・報告する必要があると考えます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・評価書において、予測評価を実施するにあたり科学的根拠を示します。また、予測結果に対する妥当性の検証及び事後調査の必要可否について検討します。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要な群落について、指定はされていないが、ミカツキグサ群落、ミヤマウメドキ群落、コイヌノハナヒゲ群落などは自然度が高い群落であるので重要な群落とすること。また、ブナ群落も自然度の高いものもあるので検討すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・評価書において、ミカツキグサ群落、ミヤマウメドキ群落、コイヌノハナヒゲ群落などの自然度が高い群落を重要な群落として記載します。また、ブナ群落については、自然度について再度見直します。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥類の調査手法について、ラインセンサス法による調査とテリトリーマッピング法について、整理すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・評価書において、鳥類の調査手法について整理します。</li> </ul>

(1)～(4)の資料については、下記 URL を参照。

[http://www.meti.go.jp/shingikai/safety\\_security/kankyo\\_shinsa/furyoku/index.html](http://www.meti.go.jp/shingikai/safety_security/kankyo_shinsa/furyoku/index.html)

## 2. 大臣勧告

特定対象事業に係る環境の保全についての適正な配慮がなされるよう、福島県知事及び山形県知事の意見を勧告するとともに、意見の概要及び当該意見についての事業者の見解に配慮し、また、環境審査顧問会風力部会等の意見を踏まえ、別添のとおり勧告を行う。